# 今治港上質な寄港地観光等造成業務仕様書

### 1 業務名

今治港上質な寄港地観光等造成業務

## 2 目的

今治港に寄港するクルーズ船向けの寄港地観光ツアーを充実させることにより、ラグジュアリー船の誘致につなげるとともに、クルーズ船寄港に伴う消費拡大等に繋げるため、 今治市の魅力を最大限に活用した上質な寄港地観光ツアーを策定する。

# 3 提案限度額

1,190,000円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とする。 (なお、業務完了後、一括払い)

## 4 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日(金)まで

## 5 成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

(1)提出期限

令和7年2月28日(金)

(2)提出部数

紙媒体 5部、電子媒体(CD-R等) 1部

## 6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ①委託業務着手届(様式1)
  - ②統括責任者通知書(様式2)
  - ③実施工程表(様式任意)
  - ④その他、業務の確認に必要と認める書類
- (2)業務完了後に速やかに提出するもの
  - ①委託業務完了届(様式3)
  - ②事業報告書(事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載、持続的な取組とするための手立ての記載等)
  - ③その他、業務の確認に必要と認める書類(様式任意)

#### 7 業務内容

業務遂行にあたり、国内外のラグジュアリー船社やラグジュアリー船社の寄港地ツアー に対する十分な実績のある旅行社等と密に連携し、以下(1)から(3)の業務を実施する。

なお、業務実施に係る一切の費用は、本事業費に含むものとする。

(1)上質な寄港地観光ツアーの現状調査・分析

国内外のラグジュアリー船における上質な寄港地観光ツアー造成のための現状調査・ 分析をすること。また、調査・分析結果についてはデータで納品すること。

(2)市内の観光素材の情報整理・富裕層向け観光 素材の選定

(1)の調査結果を踏まえ、委託者と十分に協議のうえ、今治港発の寄港地ツアーに適した市内の観光素材をリストアップする。また、観光素材としてポテンシャルはあるものの、観光商品化がなされていない観光施設等に対しては、商品化を働き掛け、外国人への対応が可能となるよう改善点をリストアップすること。

観光素材については、船社及びランドオペレーターが求める要望を踏まえ、寄港地 観光ツアーに組み込めるものを選定すること。

(3)富裕層向け寄港地観光ツアー商品の造成

今治市ならではの上質な寄港地ツアーの商品を5商品以上造成するとともに、ラグジュアリー船を誘致していくための上質な寄港地を提案できるプレゼンテーション資料を作成の上、令和7年2月28日(金)までにデータを納品すること。

なお、保存用データについては、今後も随時時点修正ができるよう加工可能なものを 納品すること。

(4)その他

業務の進捗について情報を共有するため、1か月に1回程度委託者との連絡会議を開催する。なお、会議の方式はオンライン会議も可とする。

#### 8 受託者の責務

- (1)秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2)委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3)委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4)業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5)関係法令を 遵守し業務に当たること。

## 9 契約不適合

受託者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受託者の負担で修正を行うこと。

## 10 著作権

(1)本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (2)本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3)受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

(4)受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

### 11 その他

- (1)本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理するものとする。
- (2)この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定するものとする。
- (3)委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4)本業務を遂行するための必要人員は、受託者において配置するものとする。この際、人件費、交通費、宿泊費及び食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、すべて契約金額に含めるものとする。
- (5)受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。
- (6)本業務を遂行するにあたり、国土交通省の令和6年度クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(令和5年度補正繰越予算)の補助対象事業と合致した商品造成を行うこと。